

人材養成事業助成金交付要領

(趣旨)

この要領は、岩沼市商工会工業部会員が、事業所の経営基盤強化や経営環境変化に対応するため、事業活動の展開に必要な公的技術等の免許習得を目的とした、その経費の一部に相当する金額を、工業振興費工業部会等活動費の1／2を上限の範囲内で人材養成事業助成金事業（以下「助成金」という。）として助成する。

(助成対象者)

この要領に定める助成金交付対象者は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 岩沼市商工会工業部会員である経営者及びその従業員
- (2) その他、岩沼市商工会長が特に認めた者

(助成対象事業及び助成対象経費)

この要領に定める助成金の交付対象事業及び助成対象経費は下記に定めるとおりとする。

但し、助成金については、各年度1事業所3名までとし、同一対象者の申請は1回に限ることとする。

区分	助成対象経費	助成率	限度額 (1名あたり)
免許取得事業 経営者及びその従業員が業務遂行に必要な公的資格等の取得に要した費用（但し、普通自動車、自動二輪、原付免許を除く。）。その他、岩沼市商工会長が特に認めたもの。	受験料	2分の1以内	1万円

(助成対象期間)

助成対象期間は、会計年度期間の4月1日から翌年1月末日までとする。

(申請の手続き)

助成金の申請手続きは、下記に定めるとおり指定の様式に必要書類を添えて岩沼市商工会長に提出しなければならない。

区分	助成金申請・交付請求			助成金交付決定	
	様式	提出書類	申請期限	様式	交付日
免許取得事業	様式第1号	受験する内容が明らかである書類（受験票及び受験領収書の写し）	受験した年度の助成対象期間とする。	様式第2号	交付決定日後、本会が指定した日

(助成金の交付)

助成金の交付は、申請内容等を審査し岩沼市商工会長の承認後、様式第2号により交付決定し、助成金を交付する。

(助成金交付の取り消し等)

岩沼市商工会長は、助成金の交付を受けた者又は受けようとする者で次の各号のいずれかに該当する場合は助成金の交付の取り消し、又はすでに交付した助成金の返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の方法により助成金交付を受け、又は受けようとしたとき
- (2) その他、交付条件に違反したとき

(その他)

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は岩沼市商工会長がその都度に定める。

附　　則

(実施の時期)

- 1. この要領は、令和6年年10月1日から実施する。